

平成25年10月1日

物品納入事業者の皆様へ

豊田市長 太田 稔彦

物品購入方法の一部変更について（お知らせ）

日頃は豊田市政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

豊田市では、10月1日より事務効率の向上と地域経済の活性化を積極的に推進するため、下記のとおり物品購入方法を一部変更します。

事業者の皆様におかれましては、引き続き物品購入事務の適正化にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 変更内容

- (1) 平成22年度から市の予算で消耗品、印刷物、備品に分類されるものは、原則、各部署の発注担当課又は契約課から発注をしていましたが、2万円以下のものについては担当課が直接、1者以上の見積徴収により発注をします。
- (2) 各部署の発注担当課から発注した物品は、発注担当課での納入検査を行っていましたが、発注先にかかわらず担当課で行います。

2 その他

担当課からの発注につきましては、地域内の事業者様からの購入を第一優先とし、可能な限り地元で購入できるものは地元が発注するよう、地域性を考慮した発注を推進していきますのでご協力ください。

[問合せ] 豊田市総務部契約課 物品担当（電話34-6616 ファックス34-6789）